

(平成 26 年 3 月 6 日 午後 1 時 00 分 再開)

●議長 (小林幸雄) それでは、休憩前に続き、会議を開きます。

通告の 3 佐藤武雄議員

- 1 防災体制の進展について
- 2 スポーツ振興の展開は
- 3 町としての考えは

議席番号 4 番、佐藤武雄議員。

◆4 番 (佐藤武雄) 議席番号 4 番、佐藤武雄、一般質問を行ないたいと思います。

まず初めに、防災体制の進展について、ということで、2 月の関東甲信地方の歴史的な豪雨は、多くの被害を出しました。慎んで、被災をした皆様方にお見舞いを申し上げます。当町にも、この雪に巻き込まれ、大変な経験をした人がいたと聞きました。いつのときも、初動対応の遅さというものが、大変目につきました。そこで、防災危機管理に関する教育、研修の必要性、いざという時の、対応の正否を最後に左右するのは、結局人間の力量であり、防災危機管理の業務を遂行するために、高度な判断力と、豊富な危機管理に関する知識の蓄積が求められています。研修制度の構築や、充実した研修の実施、人材育成、そして各地域の防災リーダーとしての防災士の育成を考えてはどうですか。ということで、防災士は NPO 日本防災士機構が認定し、検定を行い、災害救助技術 31 講座、試験合格の後、消防署で救命講座を受け、資格申請して、認定されるものです。町としては、こういう育成をどうお考えでしょうか。伺いたいと思います。

●議長 (小林幸雄) 松木町長。

■町長 (松木重博) 佐藤武雄議員からは、防災士の育成についてのお尋ねでございます。恥ずかしながら、防災士という存在は、議員からの質問で初めて知ったところでございますが、防災関係につきましては、役場内では総務課が担当しております。それゆえ、災害関係のことでございますので、担当課の方から、お答えさせていただきます。

●議長 (小林幸雄) 松木総務課長。

■総務課長 (松木隆盛) ご質問にお答えをいたします。防災士につきましては、ただ今、議員さんの方からご説明されたとおりでございます。この資格でございますが、阪神淡路大震災を教訓として、大規模災害の場合は、行政機関も被災するため、初動の救助や救出、消火活動に限界があるということで、民間の防災リーダーを速やかに養成することを目的としております。また、日本防災士機構では、自助、共助の活動を災害発生時に実践する人材として、この資格を位置付けているものでございます。もちろん、自治

体の職員もこの資格を取得することができますし、実際に栃木市等でも大勢の方が取得しております。この資格制度にご理解をいただき、自主的判断をしていただき、受講していただければと思っています。町では、自主防災組織が結成された場合には、このような機構があることをお伝えしていきたいと考えております。

●議長（小林幸雄） 佐藤武雄議員。

◆4 番（佐藤武雄） ぜひ、自主防災組織を育成してもらいたいということで、次に自主防災組織について、質問をいたしたいと思っております。先ほど、総務課長、結成マニュアルを作って、それから自主防災組織の強化をするということなんですが、自主防災組織は、基本的には、住民の自発性に委ねられています。最近の災害は、非常災害、そして地球温暖化現象などによるといわれておりますが、私は、異常ではなく、想定外ではなく、現在では、通常の現象と捉えるべきだと思います。災害時の自主避難など、被害を小さくする自主防災組織の役割は、大変大きく、公的機関、公助が、被災地に着くまでには、地域にいる人たちの共助、自助が重要だと言われております。各地域の自主防災組織の構築は、急務だと思われませんが、どのように進めていくお考えでしょうか。お伺いをいたします。

●議長（小林幸雄） 松木町長。

■町長（松木重博） 自主防災組織の取り組み方、あるいは結成の仕方という事のご質問でございます。この自主防災組織につきましては、4月に行います総代会の席で説明を行い、結成について働きかけていきたいと思っております。ここで、防災組織の結成パターンについて、若干触れてみたいと思っております。組織を立ち上げるには、3通りほどあるということでした。1つは、自治会役員が自主防災組織の役員を兼務すると。2つ目は、自治会に新たな自主防災部門を作る。そして3つ目には、自治会とはまったく別の組織を作ると。このように3通りあるそうでございます。それぞれに長所短所があり、まずは各総代さんが、地元で議していただくことが、住民のみなさんにも知っていただく意味から、大事ではと、このように思っております。

●議長（小林幸雄） 佐藤武雄議員。

◆4 番（佐藤武雄） 私は、PTA 活動、それから福祉活動、環境保護活動、青少年健全育成活動、地域のお祭りなどの行事と、自主防災組織を組み合わせ、日常を大切にしながら、住民とのふれあいの積み重ねが、災害というときに、救助、避難、安否確認、町との連絡調整などが、円滑に行われると思います。それも今、町長がおっしゃった事と併せて、一緒に考えてみてはいかがでしょうか。

●議長（小林幸雄） 松木町長。

■町長（松木重博） 参考にさせていただきます。

●議長（小林幸雄） 佐藤武雄議員。

◆4 番（佐藤武雄） よろしく願いいたします。

それでは次に、災害時の対応ということで、地震、台風、洪水、火災時の小学校における防災教育及び家庭との連携などは、どういうふうに行われていますでしょうか。お伺いしたいと思います。

●議長（小林幸雄） 静谷教育長。

■教育長（静谷一男） 学校関係の様子をお伝えしたいと思いますが、学校では、年 4 回の避難訓練を通して、防災教育の際に、過去の災害の恐ろしい経験に学ぶということ、1.17 や、あるいは 3.11 などの時の、災害の情報について、しっかり学ぶ機会を設けてやっています。また、消防や役場とは年度当初に作成する学校の防災計画を基にして、懇談をし、災害時の状況に応じた対応の在り方を、みんなで検討し合っているという状況になっています。大災害を教訓に、保護者への引き渡しについても、さらに今、検討を深めているところであります。以上です。

●議長（小林幸雄） 佐藤武雄議員。

◆4 番（佐藤武雄） ぜひ、そのように行っていただきたいと思います。それで、その時に、通学時のスクールバス、それから、徒歩通学時の災害保険等には、入られているんでしょうか。お願いいたします。

●議長（小林幸雄） 静谷教育長。

■教育長（静谷一男） 今の関連について、次長の方から、補足をしながら説明をさせていただきますので、そちらの方へ答弁を代わりますが、よろしく願いいたします。

●議長（小林幸雄） 伊藤教育次長。

■教育次長（伊藤 均） それでは、保険等、加入されておるかというご質問だと思いますが、発達段階に応じた児童、生徒の、体力や気力の増進を図るため、26 年度より、バス通学などの距離指定を変更する旨は、これまでも、保護者等、説明しております。保護者の送迎は、特別な事情がない限り行わないように、お願いしております。その理由といたしまして、保護者の自家用車による送迎は、保険の対象外となり、保護者の責任となります。徒歩、バス等による、決められた通学方法には、上部の日本スポーツ振

興センターの保険により、保障されております。以上です。

●議長（小林幸雄） 佐藤武雄議員。

◆4 番（佐藤武雄） はい、わかりました。丁寧な説明、ありがとうございます。

それでは、3 つ目といたしまして、病院の防災訓練、防災教育、災害時の傷病者の受け入れ、入院患者の対応に関する対策は、どのように行われていますでしょうか。それと、災害時、近隣市町村との情報交換及び連携、バックアップ体制は、どのようになっているか、お答えいただきたいと思えます。

●議長（小林幸雄） 小川病院事務長。

■病院事務長（小川三冬） それでは、私の方から、病院における災害時の対応について、お答えいたします。大規模災害が発生したときは、病院には2つの役割が求められております。1つは、在院中の患者さんの安全確保という側面と、もう1つは、新たな負傷者を受け入れるための病院機能の維持及びスペースの確保といった、側面でございます。そんな中、病院は消防法によりまして、年2回以上の防災訓練が義務付けられておりますので、毎年鳥居川消防署信濃町分署と連携を取り、9月と11月に防災訓練を実施しております。今年度も9月に町で実施する、地震防災訓練に合わせまして、病院職員招集訓練や消火訓練を実施いたしました。また、11月には、病院独自で10月11日未明に発生しました福岡市の整形外科病院での火災事故を教訓にいたしまして、職員の少ない、夜間の火災を想定した、患者誘導訓練なども実施いたしました。また、防災訓練を実施する際も、職員全員が、まずは、自分の病院は自分で守るという意識の下で、訓練の目的と、それと実践性を明確にしていくことを心掛けております。さらに、万一、大規模災害が発生した際には、院長を団長とする、病院防災団の組織の下、直ちに、負傷者の救護や避難患者の看護等の配置に付けるように備え、必要に応じまして、医師会や他の医療機関との連絡調整や、医療救護班の派遣要請等も行っております。以上です。

●議長（小林幸雄） 松木総務課長。

■総務課長（松木隆盛） 近隣市町村との連携というご質問があったかと思えます。それに、お答えをしたいと思います。災害時の近隣市町村との対応につきましては、長野県市町村災害時相互応援協定に基づきまして、対応をすることになってございます。市町村が行う救援活動等に関する調整や県との連携調整のため県内に10ブロックに分かれ代表市町村を決めております。当信濃町につきましては、長野ブロックに所属しております。代表市町村は、長野市でございます。今回の山梨県の豪雪災害におきましても、県からの応援要請に対応できるかの調査につきましては、代表でございます長野市を通じて行われました。当町が災害に遭った場合については、被害状況等を県に報告するこ

とになります。国には県を通じて行われます。なお、大規模な災害の場合は、直接消防庁へ連絡することもございます。自衛隊や消防防災ヘリコプターとの派遣要請につきましても県を通して行うことになっております。以上です。

●議長（小林幸雄） 佐藤武雄議員。

◆4 番（佐藤武雄） ありがとうございます。フォローが県で、バックアップが国ということでしょうか。

●議長（小林幸雄） 松木総務課長。

■総務課長（松木隆盛） 国、県、市町村が、今申し上げたような連携で組織されているということで、ご理解をいただきたいと思えます。

●議長（小林幸雄） 佐藤武雄議員。

◆4 番（佐藤武雄） はい、わかりました。よろしく願いいたします。

それでは、町スキークラブのあり方、ということで、質問をしたいと思います。町長の、町と町スキークラブ及び黒姫スキー学校との関係は、どのようになっていますでしょうか。お答えいただきたいと思えます。

●議長（小林幸雄） 佐藤産業観光課長。

■産業観光課長（佐藤一男） それでは、質問にお答え申し上げたいと思えます。スキークラブとスキー学校との関係ということですね。スキークラブ、スキー学校と、町との関係というご質問だと思わさせていただきますが、一般的に申し上げまして、スキー学校というのは、スキー場経営者が設置して、そのスキー場におけるスキー教室等を行うものでありまして、スキークラブとは、同好の士が集まりまして、結成するものと考えます。町といたしましては、スキー学校、スキークラブとも、スキーの大会がございまして、その時に、一緒になって大会を運営しているといった、そういった関係でございまして、特別密接な関係、そういったものはございません。以上です。

●議長（小林幸雄） 佐藤武雄議員。

◆4 番（佐藤武雄） 町と町スキークラブは、密接ではないということですか。町スキークラブで、黒姫スキー学校を運営しているんですよね。町との関係は。

●議長（小林幸雄） 松木町長。

■町長（松木重博） 先ほどの答弁で、間違いがございましたので、訂正させていただきます。スキー学校というのは、スキー場で経営するのではなくて、全日本スキー連盟から認定された自治体の中の唯一の、というか、一つだけ、一自治体に、一つだけ認められるのが SAJ 公認のスキー学校でございます。その SAJ スキー学校を、公認スキー学校を、組織立てて運営していくために、スキークラブというのが存在するわけでございます。スキークラブと町との関係は、スキークラブ以外にも、多くのスポーツ団体が、町内でございます。町が関わるイベントの大会、そういったものに関係のあるそういうクラブの人たちに、お力添えをいただいたり、共に力を出し合って運営していくということで、スキークラブも、その一つの団体というふう to 受け止めております。

●議長（小林幸雄） 佐藤武雄議員。

◆4 番（佐藤武雄） 長野県スキー連盟に登録されている団体は、信濃町スキークラブ、黒姫和漢薬、それとチームアキラで、公認スキー学校は、黒姫スキー学校とタングラムスキースクールです。これ、町のスキークラブというのは、どういう団体というか、どういう組織というか、町とは全く関係なくはないと思うんですけども、そのへんの棲み分けというのは、どういうふうになっているのでしょうか。

●議長（小林幸雄） 松木町長。

■町長（松木重博） まず、最初に、黒姫スキー学校とタングラムスキー学校と、おっしゃられましたけれども、そもそもタングラムのスキー学校は、黒姫スキー学校の分校ということで、SAJ に承認されたところでございます。町とスキークラブ、確かに、私もスキークラブ員ではございますが、スキークラブから派遣されて町長に立候補したわけでもございませぬし、これはやはり、一つの友好的なスポーツ団体だろうということで、この他にも、例えば、町民スポーツフェスティバルや何かの時には、体協の色々な人たちからも、お力添えをいただいてきたわけですし、ですから、色々なスポーツ団体、先ほども申し上げましたように、色々なスポーツ団体がある中で、町が関連する行事に、大きなお力添えをいただいているというふう to 受け止めております。決して、スキークラブと町とは、仲が悪いとか、そういったものではございませぬので、そのへんは、よろしく願いいたします。

●議長（小林幸雄） 佐藤武雄議員。

◆4 番（佐藤武雄） はい、わかりました。それでは、黒姫スキー学校で、黒姫ジュニアを、アルペンの方ですね。クロスは、信濃町クロカンジュニアがやっているんですけども、これと信濃中クロカン部と、この運営とか指導体制というのは、どういうふうになっているのでしょうか。

●議長（小林幸雄） 松木町長。

■町長（松木重博） 小学生を対象としていますクロスカントリーの、町で行っているそこにも、長野県スキー連盟のクロスの技術員が関わってきて、指導に当たれる時は、当たっております。また、中学につきましては、より専門的に、競技の世界、全中を目指していく、あるいは、長じて、さらには上の大会を目指すということを考えている子供さんたちも多いわけですから、当然のことながら、県連に技術員として登録されている方が、コーチをしていると思っております。

●議長（小林幸雄） 佐藤武雄議員。

◆4 番（佐藤武雄） 現在の信濃中のクロカンの運営の現状とか状況は、どういうふうになっていますでしょうか。コーチ体制とか。

●議長（小林幸雄） 松木町長。

■町長（松木重博） 現在も、かつてとそう変わらないと思います。私もあまりアルペンも含めて、現在の中学のことについては、深く知りませんが、このことについては、教育委員会の方から、また補足をしてもらいますけれども、一応、今の状況の中で、かつてリレーも組めない時が一時ございました。アスリートが、男女で合わせて3人ぐらいしかいないというような時もございましたが、現在は、リレーは組める状況になっているのではないかとこのように、認識をしているところでございます。残余のことは、教育委員会の方から、答えてもらいます。

●議長（小林幸雄） 静谷教育長。

■教育長（静谷一男） 学校内の体制についてですが、部活動の規定に基づいて、スキークラブもクロスカントリーも他の部も、一環として、平日は学校の顧問が中心に指導をしていますけれども、顧問とか社会体育の人も、指導してくれる時があるんですが、休日は、学校の顧問とあわせて、社会体育としての外部コーチを要請して、指導を進める時もありました。その間、コーチ間との連携を大事にしながら指導をしているという、そういう内容であります。

●議長（小林幸雄） 佐藤武雄議員。

◆4 番（佐藤武雄） だいぶ、信濃中のクロカンも、停滞気味だと思うんで、せっかく信濃町にソチオリンピックのクロスカントリーの解説をしました今井さんなどがいるので、なるべくでしたらアドバイス等を受けて、進めていく方向というのは、考えられないで

しょうか。

●議長（小林幸雄） 静谷教育長。

■教育長（静谷一男） ありがとうございます。そういう方向を、ぜひ検討させてもらいますし、前回も、この件、質問があったかと思うんですが、やはり 1 校になったために、学校対抗とか、そういう部分でも、だいぶ欠けているというような部分があった時に、お答えしたと思うんですが、全対象者の 4、5、6 の子供たちには、クラス対抗の大会をしながら、競い合うというような、切磋琢磨の場所も設けて、今年やってきていますし、少しずつそういうようなことも参考にしながら、今の意見も大切にして、計画をしていきたい、そんなふうに思います。

●議長（小林幸雄） 佐藤武雄議員。

◆4 番（佐藤武雄） ありがとうございます。こういうのを育成するということで、スノーウェアの使用料を、従来どおり、小中高、大学生ぐらいまでは、無料にするというような考えは、ございませんでしょうか。

●議長（小林幸雄） 静谷教育長。

■教育長（静谷一男） 気持ちとしては、本当に無料にしたい部分があるんですけども、今、近隣、お調べいただくとわかると思うんですけども、多分ほとんどの自治体のスキー場のコースについては、有料になっているものが多いと思います。しかも、町内外問わず、同じ一律という所も結構多いんですが、なんとか信濃町の子供たちについては、少しでも軽くしたいということで、約半分ぐらいの値段で、1 回 150 円だと思いますが、子供たちについては、そういう料金を取っています。これについては、非常に運営にも町、観光協会、いろんな所から補助をいただきながら、運営しているのが実態ですので、多少わずかでも、利用者負担をいただきながら、丁寧に使ってもらいたいというのがあって、2 年ほど前から、この制度を使って取り組んでいます。

●議長（小林幸雄） 佐藤武雄議員。

◆4 番（佐藤武雄） ぜひ、今後、努力されて、なるべく無料の方向で、考えていただきたいと思いますので、一応要望だけしておきます。

それでは、今回ソチオリンピックに、レンタル陽君が出場をして、信濃町の名誉を高め、町民に明るい希望を与えていただきました。そういう人を、町では支援というか、こういう時だけではなく、日頃の支援体制というものを、私は考えた方がいいと思うのですが、私の知人が多い H 村では、今回パラリンピックの選手も含めて 6 名の選手

が出席し、村、それから町スキークラブ、商工会で義援金とか応援金、そういうのは、信濃町でも、そういうことがあると思うんですが、ふるさと納税信濃町応援基金の活用とか、そのへんも踏まえて、日頃の支援体制、こういうものを構築していただきたいと思いますと思うのですが、いかがなものでしょう。

●議長（小林幸雄） 松木町長。

■町長（松木重博） アスリートの奨励金制度ということになるかと思えますけれども、スポーツ都市宣言の趣旨に基づき、信濃町民、町の出身者及び町内事業所に勤務する人も含めてですけれども、全国・国際規模の大会出場される選手には、記念品を進呈しております。ちなみに、その規模は、全国大会で 5000 円相当、国際大会では出場 1 万円相当、団体等の出場の場合 1 万円相当、それ以外の団体等の出場 3 万円相当、ということで、なお、同年度大会、同年度内に大会が重複した場合には、原則 1 回ということになってございます。

●議長（小林幸雄） 佐藤武雄議員。

◆4 番（佐藤武雄） 今回の信濃町応援基金を運用、レンティング陽君の方へは運用されたんでしょうか。

●議長（小林幸雄） 伊藤教育次長。

■教育次長（伊藤 均） それでは、今回のオリンピック出場につきましては、国際大会という規格、規定で、進呈しております、あと激励金とか、そういうものにつきましては、みんなで応援するというので、実行委員会等を作り、そこで、募って、選手を応援していくというスタイルを、ここずっと取っております。以上です。

●議長（小林幸雄） 佐藤武雄議員。

◆4 番（佐藤武雄） 信濃町では、教育委員会の中に、スポーツ課という、スポーツに関するイベントを行う課を創設する考えというのは、ありますでしょうか。

●議長（小林幸雄） 静谷教育長。

■教育長（静谷一男） スポーツ振興は、スポーツ都市の宣言の都市として、大事にしていかなければいけないですけれども、これだけの町村の自治体ですと、社会教育の一環としての社会体育、スポーツの振興という中で、やっていきたい、それが体制からしても、最大限の組織ではないかと思っていますので、スポーツ課の仕事を、課としての立

ち上げについては、長の判断もありますけれども、私は、厳しいかなと思っています。

●議長（小林幸雄） 佐藤武雄議員。

◆4 番（佐藤武雄） これまた長とも相談して、なるべく、スポーツ、これ終わるわけではないので、ぜひ立ち上げの方を、よろしくお願ひしたいと思ひます。

続いては、前回に引き続きまして、県教委の指針に基づき、社会体育活動、朝練、原則廃止、これ絶対ではないということなんです、これを踏まえて、教育委員会として、話し合ひの中で朝練、社会教育について、さまざまな声があると思ひんですが、話し合ひの進み具合、そして、町教委としての方向付けは、どのようになっているのでしょうか。伺いたいと思ひます。

●議長（小林幸雄） 静谷教育長。

■教育長（静谷一男） 結論の部分だけ申し上げて、あと補足を次長の方からしてもらいますけれども、当面 26 年度の朝練については、実施をしていかざるを得ないというふうに思ひますが、その理由等については、若干また、次長の方から補足の説明をさせていただきます。

●議長（小林幸雄） 伊藤教育次長。

■教育次長（伊藤 均） 今の現状を、まず話した中で、ご理解をいただきたいと思ひます。今の小中学校の現状といたしまして、夏の期間は、水曜日を除き、6 時間目終了後、午後 6 時のスクールバス時刻まで、4 時 25 分から 5 時 45 分の 1 時間 20 分、水曜日は 5 時間目で終わりますので、6 時のスクールバスまで、3 時 25 分から 5 時 45 分まで 2 時間 20 分、冬期は、全日 5 時間授業で終わるので、5 時間授業終了後、4 時半のスクールバスまで 3 時 25 分から 4 時 15 分の 50 分、朝の部活は、月曜日を除き、毎日 7 時 10 分から 8 時 10 分までの 50 分間、行っております。県の指針による平日の総活動時間は、2 時間程度までとし、長くても、3 時間以内にするとしています。当学校は、朝と放課後で約 2 時間、夏期の水曜日は 3 時間となり、指針の基準内に入っております。こういう状態でやっておりますので、当面の間、朝練をやるということになっております。以上です。

●議長（小林幸雄） 佐藤武雄議員。

◆4 番（佐藤武雄） 他校では、短い時間内で、集中的にやるということもありますので、時間だけに走らないで、内容の濃さとか、そういったものを踏まえながら、指導していただきたいと思いますので、よろしくお願ひします。

それでは、子供たちの指導体制はということで、スポーツは、健康のためにあります。しかし、誰でもスポーツをやるからには、トレーニングの効果をもっと上げたい、試合に勝ちたい、もっと強くなりたいと思うのは、当然のことです。そのために、ハードなトレーニングを毎日こなし、体力と技術の向上を目指しているのですが、そのための運動エネルギー源、疲労消耗した体力を回復させるためのエネルギー源、成長期の子供はさまざまな組織が、量的、質的に発達、発育する時期ですから、体作りとなる栄養素をしっかり取ることが基本です。故障の原因にもなりますので、科学的な栄養知識とその合理的な運用は必須の心得です。運動、栄養、休息、このリズム、そして目的別の取り方、例えば、エネルギー補給が中心か、疲労回復が目的か、あるいは筋肉を太らせるためなのか、より効果的な食生活を営むには、何をどれだけ、どのように、どのタイミングで取るかということ、踏まえた上でのトレーニングでなくてはならないと思います。奥深い指導、そして発育盛りの子供たちに対する、特にスポーツ系の子供へ栄養学、心理学の指導も行っていただきたいと思いますが、現状はどうなっていますでしょうか。見解をお聞かせいただきたいと思います。

●議長（小林幸雄） 伊藤教育次長。

■教育次長（伊藤 均） 現状につきまして、中学生について、申し上げたいと思います。中学生は学期ごとに、健康タイムという時間を設け、子供たちの体の状況と、課題について扱います。また、家庭科において、食育を扱う単元もあり、それぞれにおいて、栄養教諭と共同の授業を行っております。心理学については、部活活動の顧問や学級担任としての指導の一環としても扱っております。状況は、以上です。

●議長（小林幸雄） 松木町長。

■町長（松木重博） 若干、このことについて、触れたいと思いますけれども、その前に、先ほどの朝練のことについて、ご承知おきいただきたいなという部分で、一言申し述べさせていただきます。私は、朝練は反対するものではありません。むしろ、うちの町の持っている性質と言いますか、雪の質の意味で欠点になるんですけれども、アルペンの場合には、朝練をやらなかったら、決して、オリンピックの選手になるということは、非常に難しい。午後の雪では、もうザクついて、上位のランクに入賞するという事は、難しい状況です。その反面、朝方はカチンカチンに冷えてくるので、この固いバーンでのエッジの操作というものを覚えておかないと、グレードの高い大会には通用しないということで、朝練が非常に大きな意味を持つてくると。すべてが、朝練が大事とは申しません。アルペンのスキーの場合のみのことでございます。

それで、ただ今のスポーツにおける栄養学、心理学の指導ということでございますけれども、私は、行政とか教育機関で行われるべきものではないと認識しております。私

自身も、かつてはジュニアの指導に携わらせていただいた時、我々コーチ陣で、色々な指導書やトレーニングマニュアル、あるいは業界紙等を調べる中、目指すスポーツに良いとされている子供たちの栄養バランスや大会、出場日程等を決めてまいりました。これは、あくまでジュニアに限るものですが、コーチというものは、単に技術面だけではなくて、食事面、メンタル面、環境面、そして何よりも、選手の健康面と、あらゆることに目配り、気配りをしていかなければなりません。そのような関係を通して、選手とコーチの信頼関係が築かれていくわけですから、自治体指導による机上の計算の栄養学や、通り一遍の心理学を押し付けられるのは、現場の担当者であるコーチにはかえって混乱し、迷惑になると思っているところがございます。ただし、ナショナルチームに入るような選手になってくると、これはまた違った面が生じてきますので、その時は、専門の人がみんな集まって、合議制でやっていくことも十分必要なことかなというふうに思っております。

●議長（小林幸雄） 佐藤武雄議員。

◆4 番（佐藤武雄） 町長、これ栄養学、心理学は、その年齢に合ったことを指しているのであって、そんなに専門的にシャバ中の本を買ってきてどうのこうのとか、そういう話ではないので、そのへんは、そういうことなのでよろしくお願いします。誤った考え方のトレーニングは、使い過ぎ症候群や、早い時期に身も心も燃え尽きてしまう、燃え尽き症候群など、強いからの過大なストレスやオーバートレーニングが原因で、これらは引き起こされるものなので、指導者のみならず、親も子供の変調や、スポーツ環境について観察することが、望まれると思います。教委としての指導も行っていたかと思いますが、これは要望なので、これからよろしくお願ひしたいと思ひます。

同僚議員からもありました、公共施設等の使用料、燃料費は、条例通り履行されるのかということで、各施設の維持、運営費、総合会館は 615 万 6815 円、収入が 58 万 9085 円、灯油代は、総合会館が年額 44 万 7540 円。私は、ただ社会教育だの、福祉に名を借りて、各種利用料の現状維持を訴えるということは、受益者負担の原則もありますし、私は、建設的な考えを述べて、そのことよって、財源を確保して、それでフォローするというのであれば、私は、大賛成なんですけど、そういうことを全く言わず、ただ値上げだ、福祉だというのでは、私は、これは違うのではないかと云わざるを得ません。私は、ぜひ、最初どおりの毅然とした態度で、このことを履行していただきたいと思うのですが、先ほどの同僚議員への答弁、私ちょっと、よく理解をしていなかったのだから、今一度、説明をお願いしたいと思うのですが、よろしくお願ひします。

●議長（小林幸雄） 静谷教育長。

■教育長（静谷一男） 繰り返しの答弁になりますけれども、今、議員さんの言われた部分も、大事な社会教育の面ですけれども、それ以上に、社会教育団体の育成に努めるべ

きだという、長の大きな考え方があります。ですから、若干費用がかかろうとも、それ以上に、効果の上げる社会教育団体を育ててほしいと、そういう意味で、減免規定を大幅に広くして進めていきたいと、そういう思いでありますので、ご理解をいただきたいと思えます。

●議長（小林幸雄） 佐藤武雄議員。

◆4 番（佐藤武雄） ということは、9 条を見直すということですか。9 条の（1）を見直すということですか。

●議長（小林幸雄） 静谷教育長。

■教育長（静谷一男） その部分の議論、前半確かにございました。私は、私どもというか、私自身もその部分、若干疑問を持ちながらも、法的に問題がないと。3 項の教育委員会が認めるものは減免ができるという、そういう仕組みを法規審査委員会の中でも、議論をして認められるということですので、大幅に、その社会教育団体というものに、どういう団体を含むかということは、議論を再三してきましたけれども、条例改正をせずとも、社会教育団体というのは、こういうものがみんな入るよと、趣味の団体も良いし、色々な団体がほとんど含まれるから、従来というような扱いで、ほとんど変わらないということでもあります。ただ、その条例を設置した一つの大きな利点は、今までもそういう団体であっても、講習会、研修会と言われなような使い方、例えば、料理講習にしても、講習会に名を借りた、保存用の物を持ち帰ったりということも見受けられたということですので、そういう部分は、しっかり今度は、取り締まりができるかなと、そういうことを考えています。

●議長（小林幸雄） 佐藤武雄議員。

◆4 番（佐藤武雄） わかりました。ありがとうございます。それでは次に、町としての考え方ということで、TPP と今日は、靖国参拝について、伺いたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。これは、町としての考え方ですから。TPP 交渉も、関税協議が進展しないわけですが、特に、日本の重要 5 項目、米 58 品目、麦 109 品目、牛肉、豚肉 100、甘味作物 131 品目、乳製品 188、合計 586 品目ありますが、私は、この品目の中から、相手国に譲歩するのではないかなと思っておりますが、町長は、現状の状況を、どう考えているか、今後をどういうふうに進展していけばいいかということをお尋ねしたいと思えます。

●議長（小林幸雄） 松木町長。

■町長（松木重博） 町として、というよりも、これは、私としてということで、ご容赦願いたいんですけども、それと、今 TPP だけはですね。通常言われています、聖域なき関税撤廃で参加することには、反対でございます。特に、最近はあまり聞かなくなっただんですけども、一時ちょっと前は、食料自給率の問題が、非常に耳にすることが多うございました。そうでなくても、特に、日本の食料自給率は低いわけでございます。これを、毅然とした態度で臨まないと、大変なことになってしまうのではないかと、私は、そう思っている一人でございます。その意味で、TPP は、肉は切らせても、骨だけは絶対切らせないということで、それを、それじゃないですね、もし、そのような危険が出た場合には、あえて撤退すると、脱退するというくらいの覚悟で臨んでいただきたいと、思っております。

●議長（小林幸雄） 佐藤武雄議員。

◆4 番（佐藤武雄） わかりました。それでは、首相の靖国参拝について、お伺いしたいと思います。日本は国交回復以来、中国に対して 7 兆円の ODA 政府開発援助を投入し、韓国へは、日韓基本条約で、当時韓国の国家予算の 2 倍の資金を援助し、両国はそれによって、近代的産業基盤とインフラ整備をし、急激な発展を遂げました。しかし、20 年くらい前から、手のひらを返したように、反日政策一辺倒、恩を仇で返すというのは、まさにこのことだと思えます。戦後補償はもう、平和条約国交正常化で、私は終わっていると思えます。二重、三重の援助や補償を望むのであれば、何のための平和条約なのか、全くわからない。国のため、そして戦争で命を落とした人々に、尊び崇めることは、日本国民として当然であり、近隣諸国、特に中国、韓国の批判は、内政干渉以前に、文化や宗教、施政感が違い、大騒ぎするような話ではありません。町長は、こういう靖国参拝をどのようにお考え、また、町長は、参拝したかしないか、またこれからするのか、お聞きしたいと思います。

●議長（小林幸雄） 松木町長。

■町長（松木重博） 話がだんだん大きくなってまいりましたけれども、私は、誰が行って良いとか悪いとかということよりも、私自身は行きません。今の靖国参拝は、かつて昭和天皇も激怒をされたように、多くの日本人、兵を死に至らしめた戦争勃発者、開戦者というのかもしれないけれども、そのような者まで合祀してある所へ、私は行きません。合祀から外されたならば、日本のために亡くなられた方々に、安らかなれという思いで、今の平和の日本の礎となられたみなさんに、手を合わせに、ぜひ行ってきたいと思っております。

●議長（小林幸雄） 佐藤武雄議員。

◆4 番 (佐藤武雄) 町長これ、死をもってゼロになるのではないのでしょうか。絞首刑になって死んでもまだ、罪というのは、永遠に残るものですか。ちょっとお聞きします。

●議長 (小林幸雄) 松木町長。

■町長 (松木重博) 死をもってゼロというふうには、私は考えません。例えば、今まだ係争中にはありますけれども、地下鉄サリン事件を引き起こした、当の人が死刑になったからといって、サリンで苦しんでいる方、あるいは長野県でも、非常にそのために、辛い思いをした方がいらっしゃいます。そういう方たちの無念さ、奥さんが植物人間になって亡くなっていかれた、そういった人の、亡くなった方の気持ち等を考えれば、その首謀者が死刑になったからといって、罪はなくなったとは、私は思いません。やはり、戦争を起こした、あるいはそれによって、行きたくもなかった戦場へ行かなければならなかった、また夜露の中で、友軍が、助けを来てくれるのを、助けを待っていた人の気持ちを考えれば、同じかつての軍部の中でも海軍は反対したわけです。陸軍の一部の首謀者が推し進めた。このやはり結果を考えたとき、そして長く反省というものをしていかないと、また同じようなケースになる恐れがあります。私はそういった意味で、これは中国が、あるいは韓国がと、どこの国が、とは言いません。アメリカのように、アーリントンの墓地に、みんながお参りする、そういう所もあります。あれは、あれで良いでしょう。私は、だから靖国に合祀されている人が外されれば、純粹に亡くなっていった人に対して、本当に我々は、後の世に、過ちを犯しませんということで、お参りに行くのは良いのですけれども、昭和天皇ですら、なぜ彼らが合祀されたのか、非常に怒られたというのは、しばらく前に新聞に載りました。これは、議員もご存じかと思えます。やはり、天皇陛下自身も、開戦に反対で、御前会議の時、午前3時まで、どうしても開戦しなきゃならないのかと、再三言われたという天皇陛下自身が開戦に反対された、そういうことを、あえて押し切って開戦して、しかも何百万という人の命を死に至らしめた、このことを考えると、死してゼロとは、私は申せないと思えます。

●議長 (小林幸雄) 佐藤武雄議員。

◆4 番 (佐藤武雄) 私の質問は、これで終わります。あとの3点は、次回に回したいと思えます。ご苦労様でした。

●議長 (小林幸雄) 関連質問のある方。5 番、永原議員。

◆5 番 (永原和男) 5 番、永原和男でございます。関連質問が許されたものですから、2 点、質問をしたいと思えます。まず、基本的にですね、ただ今の、佐藤議員の質問と私の考えが一致しない点、多々ございますが、一致する2点で、質問をさせていただきます。

まず、佐藤議員が提案をしましたオリンピックと、あるいは国体等もそうなんだろうが、活躍される町民、若人に対して、もっと財政的な、資金面も含めた援助を、という提案ございました。その時に、町長が、我が町はスポーツ都市宣言をしているという言葉が、添えられました。そこで、教育次長、町のスポーツ都市宣言、お持ちでしたら、朗読をいただきたいと思います。

●議長（小林幸雄） 伊藤教育次長。

■教育次長（伊藤 均） それでは、お願いしたいと思います。このスポーツ宣言につきまして、52 年 9 月 30 日に、宣言されております。その宣言のシンボルといたしまして、庁舎前の住民福祉課の前の所に、宣言塔がございまして、そこに、スポーツ都市宣言の町というのがあります。その内容を、朗読させていただきたいと思います。スポーツ都市宣言。私たち、信濃町民は、スポーツを愛し、スポーツを通じて、健康でたくましい心と体をつくり、明るい光とすがすがしい空気のこの町が、より豊かになごやかに躍進することを願って、次のことを目標を掲げ、ここにスポーツ都市を宣言します。

- 1 町民みんなでスポーツを楽しみましょう。
 - 2 力を合わせてスポーツのできる場をつくりましょう。
 - 3 次代を担う青少年に夢と希望を託し、町民総参加のスポーツ機会をつくりましょう。
 - 4 世界に活躍できる町民を育てて、広く世界の人と手をつなぎましょう。
- 以上です。

●議長（小林幸雄） 永原和男議員。

◆5 番（永原和男） どうもありがとうございました。私は、この機会に、スポーツ都市宣言を、これ、議会で議決しているわけですから、改めて、振り返ってみる必要があると思いますし、特に 4 番目です。世界に活躍できる町民を育て、広く世界の人と手をつなぎましょう、という項目を、どうやって具現化していくのか、これが問われているんだと思うんですね。それで、今ほど、同僚議員は、資金も含めての町としての体制作りを提案されたんだろうというふうに思います。ぜひとも、スポーツ都市宣言に沿った、行政運営ができますように。また、そういうことが確立され、若人に夢と希望を与えられますよう、具体的施策を講じられることを、強く要望をいたします。

次に、同僚議員と考え方の一致するのは、総合会館の条例改正の問題です。私は、基本的には町民から暖房料等のお金は徴収すべきではないという考えであります。同僚議員と一致するのは、条例どおりに行政を運営するというのは、一致いたします。そういう立場で、質問をさせていただきます。それで、町長、総務課長、それから教育長、机の上に例規集を広げてください。私は、行政は条例どおりに行政運営をしなければいけないと思います。議員は、町がそういうふうに、ルールに沿って行政運営をしているのかチェックするのが、議員の仕事であります。そういう視点で、質問をさせていただ

きます。まず、総務課長、時間がないのですが、端的にお伺いをしますが、同僚議員の荒井賢蔵議員が一般質問でも申し上げましたが、1 月の下旬に、日本共産党の信濃町議員団が、法規審査委員長である総務課長を訪問し、12 月に条例改正をした改正の主旨について、お伺いをいたしました。その際、総務課長からは、ただし書きを付けた主旨は、住民が使用する暖房料、電気料及びガス料を、住民から納めていただくために条例改正をした、というお話がございました。今をもっても、条例改正をした主旨は、そのためにやったんだというのは、変わりございませんか。

●議長（小林幸雄） 松木総務課長。

■総務課長（松木隆盛） はい。変わりません。

●議長（小林幸雄） 永原和男議員。

◆5 番（永原和男） そうしますと、私は、教育長の条例解釈が、拡大解釈であるというふうに思います。いいですか。教育長は、第 10 条第 1 項第 3 号を適用できるというふうに、これを言うております。みなさん、ご覧になっていますよね。第 3 号は、どういうことかという、第 9 条では、町、地域住民、国、地方団体、この 4 つを指定しているんですよ。この 4 つを。10 条じゃありません。9 条ですね。それで、第 3 号で、前 2 項の定めるものの他なんです。他。いいですね。町、地域住民、国、地方公共団体の他なんです。社会教育団体に登録された団体は、地域住民じゃないですか。じゃあ、ここは、どういうことを想定しているかという、今言った 1 項、2 項にはない場合を想定しているんですよ。私が思うには、例えば、町と縁のある大学が、総合会館でコンサートをやりたい。あるいは、株式会社ではあるんですが、最近、文化財団等をもっている所が、総合会館で講演会をやりたい、そういう申し込みがあった時に、適用する項目なんですよ。拡大解釈過ぎるというふうに思います。時間もありませんから、続けますが、仮に、条例に違反をして、9 条第 1 項第 3 号をもって免除するとなったら、私は、管理規則によって、やられるのかどうかを、教育長に、お伺いしたいと思います。管理規則、使用料の免除です。いいですか。使用料の免除。使用料の免除を受けようとするものは、社会教育団体ですよ。受けようとするものは、1 週間前に免除申請を文書で出すんですよ。みなさんは、教育委員会は、審査をして、いいですよということを出すんですよ。その事務を、必ずおやりになるんですね。

●議長（小林幸雄） 静谷教育長。

■教育長（静谷一男） スタートの時点の、条例解釈が、午前中も問題になりましたけれども、私自身は、その解釈ができるということで、規則の今、整備をしています。総務課長の方も、午前中の答弁で、それは、そういう意味ではないというような答弁をされ

ていましたので、これは、もう一度、事務局の方で、検討させてもらいますが、1 週間前に申請をして、審査をし、無料にするという、その手続きについてはできるだけ、4 月の時点で、一括申請をしていただければ、1 年間いいですよという形の簡略化をするという方法で、今考えているということは、申し上げました。

●議長（小林幸雄） 永原和男議員。

◆5 番（永原和男） 時間もありませんので、これで終わりますが、私は、それまた規則の拡大解釈だと思うんです。やっぱり行政は、条例規則によって、運営されていくべきですよ。議員は、そのとおりにやっていくかをチェックすべきです。本当に条例違反、規則違反、かつて我が町でもそういう事例がありました。まったくそれと同じことを繰り返そうとしていることを、強く指摘をして、関連質問を終わります。

●議長（小林幸雄） 以上で、佐藤武雄議員の一般質問を終わります。この際、2 時 15 分まで、暫時休憩といたします。

(午後 2 時 04 分)